

公益社団法人札幌中法人会
会費規程

公益社団法人 札幌中法人会

公益社団法人札幌中法人会 会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌中法人会（以下「本会」という）定款第 7 条（経費の負担）の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第 2 条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年額会費（月額会費×12ヶ月）は、会員種別に応じて下記のとおりとする。

- (1) 資本金額 1 千万円未満の会員は年額会費 9, 6 0 0 円とする。
- (2) 資本金額 1 千万円以上 3 千万円未満の会員は年額会費 1 5, 6 0 0 円とする。
- (3) 資本金額 3 千万円以上 1 億円未満の会員は年額会費 2 7, 6 0 0 円とする。
- (4) 資本金額 1 億円以上の会員は年額会費 3 9, 6 0 0 円とする。
- (5) 同一資本系列会員の場合は主たる会員（親会社）は、上記（1）、（2）、（3）、（4）の区分による額を年額会費とし、従たる会員（子会社）については、資本金額に関係なく年額会費 6, 0 0 0 円とする。
- (6) 管外本店法人の支店、出張所、協同組合等の会員は年額会費 6, 0 0 0 円とする。

2 賛助会員の年額会費は法人 6, 0 0 0 円、個人 6, 0 0 0 円とする。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 2 0 % 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入方法)

第 4 条 会員は、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

- (1) 会費の納入を銀行預金口座振替制度を採用している会員は、指定日に指定した振替口座から公益社団法人札幌中法人会の預金口座に振替納入する。
- (2) 上記（1）による会員以外の会員は、事業年度開始の日から 2 ヶ月以内に銀行振込み等の方法により、北海道銀行・北洋銀行各本店・ゆうちょ銀行の公益社団法人札幌中法人会普通預金・通常貯金口座へ納入する。

(中途入会の会費)

第 5 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

(改 廃)

第 6 条 この規程を改廃する場合は、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人札幌中法人会設立の登記の日から施行する。

1 令和6年1月25日 一部改正